2　前項の払戻金の額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3　勝馬投票の的中者がない場合（次条第一項に規定する場合を除く。）においては、その競走についての払戻対象総額を、当該競走における勝馬以外の出走した馬に投票した者に対し、各勝馬投票券に按分して払戻金として交付する。

4　第一項又は前項の規定により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、農林水産省令で定める。

第七条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（払戻金）」を付し、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の二を第四条とする。

第九条第一項中「場合における売得金は、その金額からその金額に前条の規定により農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額及び付録に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を」を「場合には、当該勝馬投票に係る払戻対象総額は」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十条第一項中「前三条」を「前二条」に改める。

第十一条中「第七条から第九条まで」を「第八条及び第九条」に改める。

第二十二条中「第四条から」を「第五条から」に、「第四条、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項」を「第五条、第六条第一項及び第二項、第八条第一項」に改める。

第二十四条の二第一項及び第二項中「第三条の二」を「第四条」に改める。

第二十九条第一号及び第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号中「第三条の二」を「第四条」に改め、同条第五号及び第七号中「すべて」を「全て」に改める。

附則第五条第一項第一号中「按分した」を「按分した」に改め、同項第二号中「第七条第一項から第三項までの規定により算出した金額」を「第八条第一項の払戻金の額」に改める。

附則第六条第一項第二号中「第七条第一項から第三項までの規定により算出した金額」を「第二十二条において準用する第八条第一項の払戻金の額」に改める。

附則第七条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第八条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項中「平成二十四事業年度」を「平成二十九事業年度」に改める。

付録を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条第一項及び第八条の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（払戻金に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に実施された競走に係る払戻金の交付については、この法律による改正後の競馬法（以下「新法」という。）第八条（新法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の競馬法（以下「旧法」という。）第九条第一項又は第三項（これらの規定を旧法第二十二条において準用する場合を含む。）の加算金がある場合には、当該加算金は、それぞれ新法第九条第一項又は第三項（これらの規定を新法第二十二条において準用する場合を含む。）の加算金とみなす。

（二号給付金に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に実施された競走に係る二号給付金の交付については、新法附則第五条第一項第二号及び第六条第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第五条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第五条」を「第六条」に改める。

農林水産大臣　郡司　彰

内閣総理大臣　野田　佳彦

消防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第三十八号

消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項各号中「第八条の二第三項」を「第八条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第八条第一項中「を定め」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「行なわせなければ」を「行わせなければ」に改める。

第八条の二第一項中「これらの防火対象物について、消防計画の作成その他の防火管理上必要な業務に関する事項で総務省令で定めるものを、協議して、定めておかなければ」を「政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければ」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「総務省令で定める事項」を「防火対象物について統括防火管理者」に、「当該事項」を「統括防火管理者」に改め、同項の次に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第八条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「総務省令で定める事項」を「規定により統括防火管理者」に、「当該事項を変更した」を「これを解任した」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

統括防火管理者は、前項の規定により同項の防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、同項の権原を有する者が前条第一項の規定によりその権原に属する当該防火対象物の部分ごとに定めた同項の防火管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

前条第一項の規定により前項に規定する防火管理者が作成する消防計画は、第一項の規定により統括防火管理者が作成する防火対象物の全体についての消防計画に適合するものでなければならない。

第八条の二の二第一項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改める。

第二十一条の二第三項中「個別検定」を「型式適合検定」に改め、「個々の」を削り、「と同一であるかどうかについて」を「に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により」に改める。

第二十一条の六第一項第二号及び第二十一条の七中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

第二十一条の八中「個別検定」を「型式適合検定」に、「と同一である」を「に適合している」に改め、同条に次の二項を加える。

協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人は、不正の手段によつて前項の型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消すことができる。